

あの光景を忘れるな

公述人の山内徳信であります。意見を申し上げる機会を賜り有難く感謝を申し上げます。

かつて大英帝国の植民地下にあったインドを不服従の闘いを通して、独立に導いたマハトマ・ガンジーは「理想なき政治は罪悪である」と喝破いたしました。

今日、我国の政治、経済、社会等、あらゆる面において混迷をきたしております。理想や理念、政治哲学を失い、利欲にまみれ、夢も希望も持てない社会状況は、正に罪悪であり、国民にとって不幸であります。

ドイツの元大統領ワイツゼッカーは、一九八五年、ドイツの敗戦四〇周年の節目に、連邦議会で「荒れ野の四〇年」という演説を行いました。その中で「国民に歴史と向き合うことを求め」「過去に目を閉ざす者は、未来を過まる。」と、指摘されたことは、あまりにも有名であります。

ガンジーといい、ワイツゼッカーといい、政治理念をかかげ、それを実践したからこそ世界の人々から尊敬されたのであります。どうしても日本の政治家にそのような人材が出ないのでしょうか。

第二次大戦の時、日本とドイツは共に同盟国であり、戦争の罪を背負った国であります。歴史への向き合い方に大きな相違を感じます。

凄惨を極めた太平洋戦争、日本国内唯一の地上戦で住民を巻き込んだ沖縄戦、真珠湾攻撃の敵として、日本は人類初の原爆を広島と長崎に投下され、悲惨な体験をしております。

惨憺たる光景を目のあたりにした当時の政治家は、将来への禍根を残さないため、勇気を持って日本の平和憲法を制定したのであります。それは戦争の地獄を体験した日本国民総ての人々の平和への願いが集約されたものでもありました。

二、憲法九条は国民の命そのもの

平和憲法の果たしている役割は、極めて大きく戦後今日までの日本

の復興発展のゆるぎない基盤となり、世界に平和国家として、その手本を示すことが出来たのであります。

それは「憲法九条と前文」に打ち込まれた、「平和主義」の存在のおかげであります。

今日、日本で世界に誇れるものがあるとすれば、それは世界の法典の頂点に立つ日本の平和憲法であると確信いたしております。

憲法九条は、制定当時も、現在も、これから先も、日本国民にとって「命」そのものであり、二十一世紀の人類の進路を指し示すものであります。

仮に改憲論者がいて、憲法九条を改悪しようとするならば、それこそ時代錯誤であり、歴史の進展に逆らうものとなり、アジアの国々から猛烈な反発と不信感が起こり、再び孤立と自滅の道を歩むことを恐れるものであります。

三、憲法九条発想の父は日本人であった。

かつて日本国憲法はGHQによる「押しつけ憲法」だと、批判する団体や個人がおりましたが、どうやら調査をして行くと問題は日本政府側にあったことが明らかになってまいりました。

当時の関係者の記録を調べますと、憲法九条「戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認」の発想の父は日本人「幣原喜重郎首相」であったことが判明したのであります。憲法化の「発案」決定はマッカーサーであったと云われます。（著書 恒久世界平和のために、共著 深瀬忠一外三人編）勁草書房。

日本の平和憲法は核時代の平和を先取りした立憲・民主・平和主義の構想を成文化した世界で最も進んだ憲法であります。

四、民主主義と平和主義は車の両輪

日本の民主主義、国民の基本的人権の保障、民主主権の政治、地方自治の本旨等が完全に保障される社会にするためには、「平和の確立された社会」でなければ成立いたしません。日本国民は、そのことを戦前、戦中いやと云うほど体験して参りました。

要するに、社会のすべての物の基本は平和でなければ存在し得ない

と云うことであります。「憲法九条と前文」を基調とした日本の平和主義の健全な発展によってのみ、民主主義は定着発展していくものであり、正に車の両輪の関係であります。

憲法第九条を目のカタキにする政治家や国民がおりますが、それはいつしか日本の民主主義と基本的人権、地方自治を蝕み、人権を蹂躪し、再び戦争の出来る国づくりに一步一步手をかすことになるのであります。日本の過去の歴史がそれを証明しております。

組織や政党の力学の中にあつて真実の姿を見失い、歴史の発展法則に逆らえば、再び戦前の政治家や軍人と同じ過ちをくりかえしてしまうのであります。

五、日本は平和国家のモデルに

主権在民の国にあつて政治家は謙虚さが必要であります。国民から信頼され尊敬される政治家でなければなりません。驕れる者、久しからずの教訓もあります。

国民に対し、経済界に対し、各省庁に対し、構造改革を求め、法治国家を説くのであれば、権力の中枢、最高議決機関で働く政治家こそ襟を正し、憲法九十九条「憲法尊重擁護義務」を守るべきであります。即ち「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う。」とあります。政治家である国会議員は先ずこの憲法を守る模範を国民に示すべきであります。

現在の混迷した政治状況、真砂の如く出てくる不祥事、国民は怒りに怒っております。閉塞状況の打開を経済的側面だけから取り組もうとするところに限界と政治哲学の貧困さを感じるのであります。

全国の三千余の市町村はそれぞれ特色のある個性豊かな街づくり村づくりを目指し奮闘しております。政府も各自治体に対し、そのことを推奨してきたのであります。

地球上には今一九二の国があります。大小様々な国々にとって、モデルになる国、参考になる国が必要であると思います。その為にも「個性豊かな日本の国づくり」、「魅力のある日本」、「人々が生き生きとした日本」、「平和憲法を基調とした日本の国づくり」、こうして創り上げていく日本の平和文化国家は、やがて世界各国のモデルとなり参考

になるのではないだろうか。

敗戦後の日本の政治家は、将来を見据えて、総意として、日本の国家像、日本の将来像を日本国憲法の「前文と九条」の中に見事に打ち込み、国民に提示されたのであります。

現在の日本政府、国会議員、国民は憲法によって提示された国家像、将来像の実現のために奮闘する責任がおわされていることを自覚すべきではないでしょうか。

六、憲法九条を世界各国へ提案を

憲法調査会の皆さんと日本政府への提案をさせていただきたいと思っています。

沖縄戦の極限状況を体験し、戦後の米軍統治下の無憲法、無権利状態の中を生き、基地の島の不条理を見てきた者の提案であります。

日本の平和憲法の有難さを失ってから気づいては遅いのであります。平和憲法は空気（酸素）みたいなものです。蛇口から出る飲料水みたいなものです。空気と水を失えば人間は生きていくことは不可能であります。

人間が社会的動物として、その可能性を発揮し、幸せに生きていく為には、空気や水に相当する平和な社会が絶対条件として必要であります。

憲法九条に謳われている戦争の放棄を実践することが、前文にある恒久平和を達成する道につながるものであり、人類の永年の悲願であります。

その為に過去に国際連盟も、国際連合も、創設されたのでありましたが、未だ世界の平和は実現に至っておりません。

昨年九月十一日のテロ、それに対する報復戦争、更にパレスチナとイスラエルのテロ対報復戦争、血で血をあがなう悲劇の連鎖であります。

人間がにくみ合い、殺し合う時代がいつまでも続いていいはずはありません。

この地球上に「戦争を放棄し、戦力と交戦権を否認」した国日本が憲法九条を堅持し、平和国家創造の決意を固めることが重要であります。そこで日本政府として国際会議を開催し、憲法九条を世界の国の

憲法の中に取り入れて貰うことを提案する。

世界でこれを提案できる国は、人類初の被爆国日本であり、日本の責任であります。日本国憲法の提起している平和主義の歴史的課題は、時代遅れどころか、ますますその重要性を増し、時機到来の感を深くするものであります。

武力による平和ではなく、平和的手段による平和を実現するという発想の転換が、今求められているのであります。

憲法九条を世界の憲法の中に、という発想の転換を嘲笑する人も世間にはいるであろう。しかし、人類が生きていく道は最終的には、殺戮ではなく武力を放棄し、平和を創造する以外にありません。そういう政治的努力の出来る国会議員を国民は待ち望んでおります。

七、憲法違反の有事法案に反対

自公保連立小泉政権の本質は、ファシズムである。蛮勇は国の将来をあやうくする。

経済政策の頓挫や国会の底なしの不祥事から国民の目をそらす必要があったのだろう。

平和憲法体制下にあって歴代政権がタブー視してきた有事関連三法案を一気に提案した。

「備えあれば憂いなし」、「なぜ今までなかったのか」と詭弁を弄し、国民をてなずけようとする。「剣を持つ者は、剣にて滅ぶ」、「戦いは、戦わずして勝て」の戒を放棄した。

有事法制化の動きは、憲法九条をはじめ、憲法体制そのものをことごとく無視し、戦争体制の具体的準備である。

政府自らは憲法九条を守らず、国民や自治体、民間に対し、いろいろ要求してくる。主権者たる国民に対し、牛馬の如く聞けというのだろうか。

県民は有事関連三法案の国会提案に大きな衝撃を受け、将来への不安と怒りが渦をまき、やがて大きな闘いへと胎動する。

有事体制に入れば、国民生活のすべては国家統制となり、国民にとって代わって先頭に出てくるのが軍隊（自衛隊）である。

沖縄戦の教訓。それは戦争になれば軍隊は国民を守らない、守れない。と言うことである。